

The background features a soft, light green bokeh effect with out-of-focus circular light spots. In the upper portion, there are detailed illustrations of green leaves with visible veins, some overlapping the bokeh.

# 第4章

## 計画の推進

男女共同参画社会を実現するために、「第4次中川村男女共同参画計画ーともに歩む21 パート4ー」を推進し、女性と男性が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、個性や能力を十分に発揮することのできる地域づくりに取り組みます。

また、女性が活躍できる社会を実現するため、あらゆる取り組みを実行します。

男女共同参画社会の実現は、家庭、学校、事業者、村など地域全体で連携・協力して総合的に推進することはもとより、村民一人ひとりが問題意識を持ち、自らの課題としてその解決に向けて、自主的・主体的に取り組むことが大切です。

## **1 村の推進体制のより一層の充実**

- ・男女共同参画社会実現のために、あらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ、推進していきます。また、行政職員、地区、指導者等対象の研修の機会を設けるとともに、啓発をより充実させ、人権や男女共同参画の認識を深めるよう取り組みます。
- ・男女格差を解消するためのポジティブ・アクション(積極的改善措置)として、政策・方針決定の場(各種委員会・審議会等)への女性の参画・登用をより一層働きかけ、国・県の数値目標に向かって取り組みを進めていきます。
- ・男女共同参画推進委員会を中心に、講演会や村民向けの学習会の開催、各種団体との交流を図るなど、地域との連携を密にしながら男女共同参画についての意識高揚を促進します。

## **2 村民・各種団体・グループ等の連携による推進体制の充実**

- ・男女共同参画推進団体・グループ等と協力しながら、村民・各種団体・グループ等へ推進を図り、お互いに連携しながら男女共同参画の推進をします。

## **3 相談機能の充実**

- ・男女の人権や様々な悩み等の問題を解決するため、国・県・関係機関と連携・協力し、相談しやすい環境を整えます。

## **4 男女共同参画についての条例づくりの検討**

- ・人権を尊重する男女共同参画社会の早期実現を目指すには、総合的に推進していくための基盤となる条例を検討していきます。

## **5 女性が活躍できる社会の実現**

- ・関係機関との連携を図り、女性が活躍できる社会の実現を目指します。

## 6 数値目標の設定

計画の実効性をより高いものとし、また、村民が計画の進捗を理解しやすくするために、具体的な目標を数値で設定します。

設定した数値目標は、常に状況を把握するための指標にするとともに、計画期間が終了する際の評価項目のひとつとします。

番号	重点目標	具体的目標	項目名	単位	現況値	目標値
1	1	1	男女共同参画に関する講演会の実施回数	回/年	1	1
2	1	2	男女共同参画に関する広報誌、文字放送等における啓発回数	回/年	1	2
3	2	1	女性消防団員の数	人	8	10
4	2	2	審議会や委員会に占める女性の割合	%	21.8	25
5	2	2	女性委員が居ない審議会、委員会の数	—	7	5
6	3	1	保育園の待機児童数	人	0	0
7	3	2	家族経営協定締結数	組	41	46
8	4	1	自らがDVを受けている人の割合	%	—	0.0

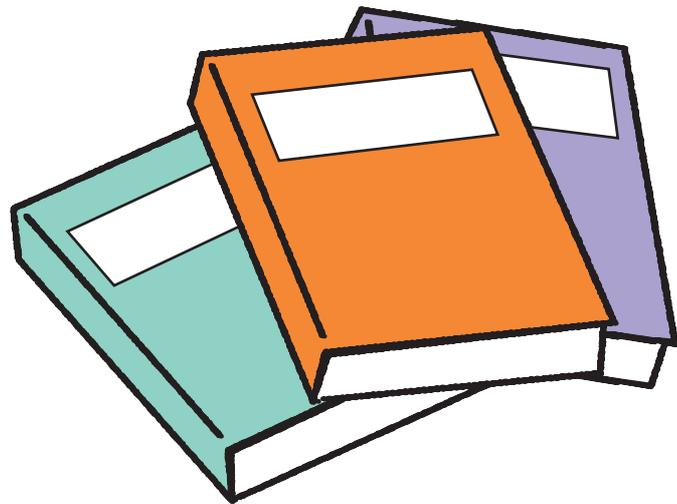


平成29年度中川村男女共同参画事業「ありがとう」メッセージカード

表紙のりんごの木と同様に、中川村文化祭の時期に身近な人への日頃の「ありがとう」を書いていただきました。皆様のご協力によって、秋の実りでいっぱいにする事ができました。

# 参 考 資 料

- ① 中川村男女共同参画計画策定委員会設置要綱
- ② 中川村男女共同参画計画策定委員名簿
- ③ 中川村男女共同参画計画策定委員会開催等経緯
- ④ 用語の解説



# ① 中川村男女共同参画計画策定委員会設置要綱

## (設 置)

第1条 男女共同参画社会の実現及び発展に向けて、指針となる計画を策定するため、中川村男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (任 務)

第2条 委員会は、男女共同参画に関する調査及び研究を行い、第4次中川村男女共同参画計画を策定するものとする。

## (組 織)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 一般村民
- (2) 村議会の議員
- (3) 関係団体の代表者又は推薦を受けた者
- (4) 識見を有する者

3 村長は、前項第1号に規定する一般村民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

## (任 期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでの間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会 議)

第6条 委員会は委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

## (庶 務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育係において処理する。

## 附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

## ② 中川村男女共同参画計画策定委員名簿（順不同）

No	氏名	地区	所属団体
1	知久 史朗	田 島	委員長・知識経験者(前男女共同参画推進委員)
2	松村 道子	上前沢	副委員長・男女共同参画推進委員
3	安富 久和	沖 町	男女共同参画推進委員
4	芦澤 恵子	南 原	男女共同参画推進委員
5	小池 理子	中 央	男女共同参画推進委員
6	滝沢 達也	中 央	男女共同参画推進委員
7	吉澤 香織	三 共	男女共同参画推進委員
8	米山千恵子	小和田	知識経験者(前男女共同参画策定委員)
9	久保 益美	沖 町	教育委員
10	小池 厚	渡 場	中川村議会議員
11	上村知恵美	下 平	商工会女性部
12	高柳 米子	竹ノ上	女性団体(農村女性ネットなかがわ)
13	原田 正二	八幡平	一般公募
14	森本 一美	葛 北	一般公募
15	佐々木好男	小 平	一般公募

### ③ 中川村男女共同参画計画策定委員会開催等経緯

第1回中川村第4次男女共同参画計画策定委員会	
期 日	平成29年（2017年）8月2日
場 所	中川文化センター 小ホール
内 容	中川村第4次男女共同参画計画の役員選出、策定手順等の説明 村民意識調査についての検討

第2回中川村第4次男女共同参画計画策定委員会	
期 日	平成29年（2017年）11月16日
場 所	中川文化センター 小ホール
内 容	村民意識調査集計結果 中川村第4次男女共同参画計画の策定概要 第1、2章

第3回中川村第4次男女共同参画計画策定委員会	
期 日	平成30年（2018年）1月15日
場 所	中川文化センター 小ホール
内 容	中川村第4次男女共同参画計画の策定概要 第3章 参考資料等について

第4回中川村第4次男女共同参画計画策定委員会	
期 日	平成30年（2018年）2月19日
場 所	中川文化センター 小ホール
内 容	中川村第4次男女共同参画計画の策定概要 第3、4章

第5回中川村第4次男女共同参画計画策定委員会	
期 日	平成30年（2018年）3月14日
場 所	中川文化センター 小ホール
内 容	中川村第4次男女共同参画計画 計画書全体の最終確認

村民意識調査	
実施期間	平成29年（2017年）8月10日～9月13日まで
調査対象	平成29年8月1日現在における20歳以上80歳未満の男女各500名 (単純無作為抽出より)
配布数	計1,000名（男女各500名）
実施方法	郵送による配布・回答
回収率	45.8%

- ・中川村第4次男女共同参画計画 延長検討  
令和4年(2022年)6月14日～令和5年(2023年)3月23日  
中川村男女共同参画推進委員会(6月14日/9月8日/10月18日/12月8日/3月23日)

- ・第4次中川村男女共同参画計画延長のための意識調査  
実施期間 令和5年(2023年)2月1日～2月28日まで  
調査対象 令和4年4月1日現在中川村に居住する18歳から80歳代までの男女各500人  
(単純無作為抽出より)  
配布数 計1,000名(男女各500名)  
実施方法 郵送による配布・回答及びインターネットによる調査  
回答率 40.8%

## ④ 用語の解説（五十音順）

### 育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の略称です。

この法律は、高齢化の進展や家族形態の多様化や、介護休業制度整備の必要性の高まりを受けて、平成7(1995)年に「育児休業法」を改定し制定したものです。

平成15(2003)年の改正では、仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、育児・介護休業の取得等を理由とする解雇の禁止に加えて、その他の不利益な取扱いの禁止も規定されました。

### インセンティブ

やる気を起こさせるような刺激。動機付けを指す言葉です。また、値引き。奨励金などを指す場合もあります。成果を上げた社員や販売店に通常の給料や手数料以外に特別に支給する報奨金、物や旅行などはこれに当たります。

### 家族経営協定

家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境などのルールについて家族みんなで話し合い取り決めた文書のことです。

### 合計特殊出生率

概念としては、1人の女性が生涯に生むと見込まれる子どもの数をいいます。その年の15歳から49歳までの女性が生んだ子どもの

数を元に算出します。人口を維持できる水準は2.07とされ、将来の人口が増えるか減るかをみる指標となります。近年、その低下が問題とされ、多くの自治体で対策に取り組んでいます。

### 国際婦人年

1972年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年とすることが決定されました。また、1976年～1985年までの10年間を「国際婦人の十年」としました。

### 固定的役割分担

男女問わず個人の能力等によって、役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事・女は家事・育児」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

### 参画

物事を企画立案、意思決定の段階から主体的に関わることをいいます。

### ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別があります。一方、社会通念や慣習の中に

は、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」（例：男はズボン、女はスカートをはくなど）があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）とといいます。

### 受動喫煙

たばこを吸わない人が、近くで喫煙する人のたばこの煙を吸わされることをいいます。たばこを吸う人だけでなく、近くにいてたばこの煙にさらされる人にも健康被害が及ぶことが指摘されています。

東京オリンピックの開催に向け、受動喫煙を防止するための法整備が検討されています。

### 女子差別撤廃条約

女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約)は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。

本条約は、1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効しました。2009年5月現在の締約国数は187ヶ国。日本は1980年に署名、1985年に批准しました。

### 女性活躍推進法

平成27年(2015年)8月に成立した女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年(2015年)法律第64号)の略称のことです。

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮

できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が国や地方公共団体、民間企業等の事業主に義務付けられました。

### 女性のチャレンジ支援

意欲と能力のある女性が様々な分野へチャレンジする為の支援のことをいいます。

- (1) 政策・方針決定過程に参画し、活躍することを旨とする「上」へのチャレンジ
- (2) 起業家、研究者・技術者など従来女性の少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横」へのチャレンジ
- (3) 子育てや介護などでいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」の3つを重視し支援しています。

### 女性のエンパワーメント

女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮して、行動していくことをいいます。

### セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)

「人事院規則10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義しています。

また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」(平成10年労働省告示第20号)では、「職場において行なわれる性的な言動に対する女性労働者の対応により、

当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定しています。

### **ダイバーシティ**

多様な人材を積極的に活用しようという考え方を表す言葉です。もとは、社会的マイノリティの就業機会を拡大することを意図して使われましたが、現在は性別や人種の違い、年齢、学歴、価値観などの多様性を受け入れ、広く人材を活用することで生産性を高めようとするマネジメントについていいます。

### **男女共同参画社会**

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。」と定義されています。男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野の活動に参加する機会を有し、政治的・経済的・社会的および文化的利益を均等に享受することができ、ともに責任を担うべき社会をいいます。

### **男女共同参画社会基本法**

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる

事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として公布、施行されました。

### **男女共同参画センター**

都道府県、市町村等が設置している女性のための総合施設です。「女性センター」「男女共同参画センター」などの名称のほか、通称で呼ばれているものもあります。

女性センターでは、「女性問題の解決」「女性の地位向上」「女性の社会参画」を目的とし、女性が抱える問題全般の情報提供、相談、研究などを実施しています。

「配偶者暴力相談支援センター」に指定されている施設や配偶者からの暴力専門の相談窓口を設置している施設もあります。

### **男女雇用機会均等法**

女子差別撤廃条約を批准するための国内法整備の一貫として、昭和60年に公布され翌年施行されました。この法律では、募集・採用・配置・昇進において女性に対して男性と均等な機会を与えること、及び、教育訓練・福利厚生・定年・退職・解雇について女性であることを理由として差別的取り扱いをすることを禁止しています。また、新たにポジティブ・アクションやセクシュアル・ハラスメントに関する規定なども設けられています。

### **地方創生**

国内の各地域・地方が、それぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会や、魅力あふれる地方のあり方を築くことをいいます。地方創生は第二次安倍内閣が掲げる主要な政策

のキーワードとして用いられています。

地域振興・活性化といったものを指しているといえますが、地方創生の定義やその意味するところについて、政府は特に画定させていません。農業、観光、科学技術イノベーションなどさまざまな視点が地方創生のあり方として想定されています。

### デートDV

結婚していない若い男女間の交際相手からの、体、言葉、態度による暴力のことをいいます。デートDVの認知度は低く、自分がデートDVの被害を受けているとの認識が低いことも問題とされています。

### ドメスティック・バイオレンス

#### (Domestic Violence : DV)[夫婦間暴力]

男女に関係なく恋人や配偶者から向けられる暴力のことで、身体的暴力だけでなく、言葉や身振りで恐怖感や不安感を植え付けたり、相手の存在を理由もなく無視したりするなど、心理的に苦痛を与えることも含まれます。近年は、社会構造の多様化から生じる問題として、その対応が急務とされています。

### まち・ひと・しごと創生 中川村総合戦略

「多くの若者が住む村（若者が住みやすい村）を形成するとともに、子どもを産み育てやすい社会をつくり出すこと」を目標のひとつとして、平成27年(2015年)10月策定された計画のことです。

国は、政策4分野（①若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる②地方への新しいひとの流れをつくる③地方における安定した雇用を創出する④時代にあった地域をつく

り、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する）を示しており、中川村でもこれに即して計画を策定し、より具体的な取り組みを示しています。

### マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産により、労働内容や就業時間が制限されたり、産前産後休業や育児休業を取得することによって業務に支障をきたすという理由から、精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為のことを指します。マタハラは略称として使われています。

### ニーズ

欲求、要求、需要などを指す言葉をいいます。

### 配偶者からの暴力

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成16年6月2日法律第64号）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではありません。

## パートタイム労働法

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）の略称です。この法律では、パートタイム労働者の意欲向上や能力の発揮、公正な待遇を実現するために、雇用環境の整備、教育訓練の実施、福利厚生の実施等を講ずることを定めています。

## パワー・ハラスメント

仕事上での上下関係を利用した上司による部下への嫌がらせのことをいいます。ひどい罵倒・中傷・暴力、執拗かつ無理な要求などがこれにあたります。部下に対する指導育成や業務上の命令などを名目として行われるため、表面化しにくいという問題があります。

## フォーラム

古代ローマにおいて市の中心に設けられた公共広場〈フォルム〉が語源とされ、今日では、広く公共的討論の場や、集团的公開討論法の一つを意味するようになってきました。

## 北京宣言及び行動綱領

第4回世界女性会議で採択されました。行動綱領は12の重大問題領域にそって女性の能力を開花させるための検討課題や行動計画を記しています。具体的には、〈1〉女性と貧困、〈2〉女性の教育と訓練、〈3〉女性と健康、〈4〉女性に対する暴力、〈5〉女性と武力闘争、〈6〉女性と経済、〈7〉権力及び意思決定における女性、〈8〉女性の地位向上のための制度的な仕組み、〈9〉女性の人権、〈10〉女性とメディア、〈11〉女性と環境、〈12〉女児、から構成されています。

## ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設置や女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

## 薬物乱用

薬物を本来の使用目的以外に使用したり、本来の使用用量から大きく外れたりして使用することを指します。

## ライフスタイル

生活の様式・営み方を指す言葉です。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方を指す場合もあります。

## リーマンショック

平成20年（2008年）9月に米証券大手リーマン・ブラザーズが連邦破産法11条の適用を申請したことに端を発した世界的な金融危機のことをいいます。世界的に株価が急落し、各国は財政出動や大規模な金融緩和などで景気の刺激をおこないました。

## リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖の健康・権利)

性と生殖に関する健康・権利のことをいいます。1994年のカイロの国連会議(国際人口・開発会議)で国際的承認を得た考え方で、女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のことです。

## ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことをいいます。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たしながら、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指します。

## UN Women

United Nations Entity for Gender Equality and Empowerment of Women

(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機構)の略称のことです。

世界中の女性と少女が、差別や暴力そして貧困に苦しまずに生活する権利を持ち、またジェンダー平等こそが、開発を達成するための基軸であるという基本的な前提に基づいて活動をしています。

## MDGs

Millennium Development Goals

(ミレニアム開発目標)の略称のことです。

「平和で繁栄した公正な世界を作り出すこと」「貧困をなくす」などを目指す8つの目標の中にジェンダー平等、妊娠・出産する女性についても掲げられました。

## SDGs

Sustainable Development Goals

(持続可能な開発目標)の略称のことです。

2015年から2030年までに達成されるべき17の目標の中にジェンダー平等についても掲げられました。

表紙：平成26年度中川村男女共同参画事業「ありがとう」メッセージカード

---

## ともに歩む21 パート4

— 中川村男女共同参画計画 —

---

発行日 平成30年3月

発行者 中 川 村

編 集 中川村教育委員会  
〒399-3802 長野県上伊那郡中川村片桐4757  
電話 (0265) 88-1005(代)

改 訂 令和5年3月